

令和 7 年生駒市教育委員会

第 1 回定例会 議案

令和 7 年 1 月 2 7 日

生 駒 市 教 育 委 員 会

令和7年生駒市教育委員会(第1回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第1号	臨時代理につき承認を求めることについて(令和7年生駒市議会第1回(1月)臨時会提出議案の意見について)	1
議案第1号	生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について	3
議案第2号	生駒市立小学校及び中学校教職員の管理職人事について	5
令和6年 議案第30号	生駒南小学校・生駒南中学校整備事業に関する基本計画の策定について	6

報告第 1 号

臨時代理につき承認を求めることについて

（令和 7 年生駒市議会第 1 回（1 月）定例会提出議案の意見について）

令和 7 年生駒市議会第 1 回（1 月）定例会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 5 条第 2 項の規定により、令和 7 年 1 月 20 日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 1 月 27 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	金額	
4 雑入	1,128,539	△ 126,360	1,002,179	3 学校給食材料費徴収金	△ 126,360	
計	1,129,590	△ 126,360	1,003,230			

議案第 1 号

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 7 日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（令和元年 9 月生駒市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の終了後等」を「以外の時間」に改める。

第 4 条第 2 号中「教育時間」を「午前 8 時 1 5 分から午前 8 時 3 0 分まで及び教育時間」に、「午前 8 時 3 0 分」を「午前 8 時 1 5 分」に改める。

第 6 条第 2 項中「あった後、」の次に「小学校就学前子どものうち」を加え、「掲げる小学校就学前子ども」を「該当するもの」に改める。

別表の 1 の表中

午前 1 1 時 3 0 分から午後 3 時まで（教育時間の終了時間が午前 1 1 時 3 0 分である場合）	日額 5 2 0 円	を
午前 8 時 1 5 分から午前 8 時 3 0 分まで	日額 7 0 円	に
午前 1 1 時 3 0 分から午後 3 時まで（教育時間の終了時間が午前 1 1 時 3 0 分である場合）	日額 5 2 0 円	

改め、同表備考第 2 項第 3 号中「別表備考第 8 項各号」を「別表備考第 7 項各号」

に改め、別表の2の表中

「午前8時30分から正午まで	月額5,500円	日額520円	を
----------------	----------	--------	---

「午前8時15分から午前8時30分まで	月額700円	日額70円	に
午前8時30分から正午まで	月額5,500円	日額520円	」

改め、同表備考第3項第3号中「別表備考第8項各号」を「別表備考第7項各号」に改める。

「届出者 住所
別記様式中 氏名 を「届出者 氏名」に改める。
電話番

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている様式は、改正後の生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の規定により提出された様式とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

議案第 2 号

生駒市立小学校及び中学校教職員の管理職人事について

生駒市立小学校及び中学校教職員の管理職人事について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 38 条第 1 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 27 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第 30 号

生駒南小学校・生駒南中学校整備事業に関する基本計画の策定について

生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本構想の策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

